

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年3月28日

下呂市監査委員 都竹基己
下呂市監査委員 今井能和

令和 6 年度

定期監査結果報告書

(2 月実施分)

下呂市監査委員

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の対象

令和6年4月から令和7年2月まで（一部令和5年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

総務部	総務課、人事課、秘書課、プロモーション課、危機管理課、税務課
まちづくり推進部	企画課、財務課、デジタル課、まちづくり推進課
市民保健部	市民サービス課、健康課、医療対策課、小坂診療所管理課
観光商工部	観光課、観光施設、商工課
農林部	農務課、林務課
建設部	建設総務課、建設課
環境部	環境対策課、環境施設課
上下水道部	水道課、下水道課
金山病院事務局	事務課
消防本部	消防総務課、予防課、通信指令課、中消防署、北消防署、南消防署
会計	会計課
議会事務局	議会総務課

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：下呂市役所下呂庁舎、下呂総合庁舎、金山病院、消防本部
- (2) 日 程：令和7年2月4日から令和7年2月13日まで

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求める軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

1 指摘事項

(1) 根尾の滝吊橋改修負担金について

平成5年度に旧小坂町が設置した根尾の滝遊歩道に架かる吊橋が、平成30年7月豪雨災害で流出したが、復旧には多大の費用を要することから手付かずの状態であった。令和5年10月31日付で小坂滝めぐり・まちづくり協議会（下呂市も組織の一員となっている。）より協議会が管理しやすい工法で自ら復旧し、復旧後は下呂市に帰属したいので、復旧に係る費用について下呂市で負担いただきたい旨の提案があった。

担当部署（小坂振興事務所）において、提案のあった施工方法、見積額を参考に公共工事の積算根拠に基づき設計を行ない検討した結果、下呂市で施工した場合より安価となることから令和6年度当初予算に負担金として予算要求を行ない要求通り予算が議決された。

令和6年6月10日付で小坂滝めぐり・まちづくり協議会より工事施工承認申請書が下呂市に提出があり、令和6年10月4日に7,403,000円の負担金が支出され、令和6年11月10日に工事が完了して、令和6年11月18日付で工事完了届と帰属承諾書が提出されている。

今回の定期監査において関係書類を確認したところ、令和6年6月10日付で小坂滝めぐり・まちづくり協議会より提出された工事施工承認申請書の条件書の2.に「工事が完了したときは下呂市長の検査を受けなければならない。」となっている。完了検査について担当部署に確認したところ目視で現地確認を行なったとのことであった。

本吊橋は下呂市に帰属され、下呂市の財産となり利用者の安全確保など管理責任が生じることから、下呂市建設工事検査要領等を参考として完了検査を行ない検査結果について決裁処理しておくことが必要であったものと思われる。

（観光課、小坂振興事務所）

(2) 下呂温泉合掌村演芸館しらさぎ座舞台改修監修業務委託について

下呂温泉合掌村演芸館しらさぎ座舞台改修監修業務委託契約書の業務委託仕様書を確認したところ、8. 成果物として、1) 建築改修デザイン説明書、2) 建築改修設計デザイン案、3) 建築改修設計デザイン仕様書及び概算費用、4) 照明設備改修計画書、仕様書及び概算費用を提出することとなっている。

成果物について確認したところ、3) 建築改修設計デザイン仕様書及び概算費用、4) 照明設備仕様書及び概算費用について成果物が確認出来なかった。担当課から聴取したところ、完了検査時に成果物の確認不足により失念したことであった。

業務委託仕様書で示した成果物を受領することが必要であることから、適正な事務処理をされたい。

（観光施設）

(3) 下呂市空き店舗等活用事業補助金について

下呂市空き店舗等活用事業補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 11 日告示）に基づき、空き店舗等を活用する事業者に対し、内装費等（補助対象経費の 2 分の 1 以内、10 万円が上限）、賃借料（補助対象経費の 2 分の 1 以内、36 万円が上限）を補助するものである。

補助金交付要綱では、「補助対象者は、改修に要する経費の支払いが完了したときは、完了した日から起算して 30 日を経過する日までに実績報告書（様式 7 号）を市長に提出しなければならない。」とされている。

今回の定期監査において、実績報告書の提出が 30 日を経過する日までに提出されていない事案が確認された。補助金交付要綱に従い適切な事務処理をされたい。

(商工課)

(4) 薬品材料の在庫管理について

小坂診療所における薬品材料の在庫管理について、担当課から聴取したところ、「年度始めに単価契約を締結し、在庫に不足が生じた際に発注する体制となっている。単価契約は①一般的な医薬品、②検査試薬、レントゲン材料、③診療材料（包帯、おむつ等）の 3 つの契約を締結しており、①一般的な医薬品については、外来担当看護師が在庫管理を行い、使用期限が記載された在庫管理簿を作成し、事務職員が確認している。③診療材料については、使用期限があるものはほとんどなく、在庫が少なくなった時点で事務職員に連絡があり発注している」とのことであった。また、不適切処理事案となった使用期限切れにより大量に破棄せざるを得なかつた②検査試薬については、「臨床検査師が在庫管理を行い業者に直接発注していたが、在庫管理簿は作成されておらず、適正な在庫管理がなされていなかつた。また、今年度は健康診断が実施されなかつたこともあり、検査試薬は返品ができないことから大量の在庫を破棄せざるを得なかつた」とのことであった。

小坂診療所は、再発防止策として、検査試薬についても臨床検査師が在庫管理簿で管理を行い、事務職員に毎月報告をするとともに検査試薬は発注から納品まで時間を要することから誤って二重発注することがないよう事務職員にて発注履歴を管理することとした。

今回の不適切処理事案は、検査試薬の在庫管理と発注を臨床検査師が単独で実施しており、チェック体制が取られていなかつたことも要因である。事務職員と臨床検査師等が、日頃から意思疎通を図り適正な在庫管理を徹底していただきたい。また、診療材料については、使用期限があるものはほとんどないとしても在庫管理簿は必要であり、作成し在庫を適正に管理されたい。

なお、下呂市立金山病院についても、薬品の在庫管理状況について担当課から聴取したところ、「医薬品在庫管理システムにより使用期限等を適切に管理しており検査試薬は、検査を外注するなど在庫は極力持たない体制となっている」とのことである。

(小坂診療所管理課)

(5) 預かり会計について

下呂市の預かり会計については、現在、53 の団体等に係るものが把握されている。今回の定期監査において、28 の団体の預かり会計について、「管理の根拠等」、「複数職員による管理」、「収入及び支出の決裁」、「出納簿の作成」、「通帳及び届出印の保管」、

「現金等の保管」、「監査」、「通帳と諸帳簿等の計数の正確性」等の状況を確認した。

下呂温泉花火ミュージカル冬公演実行委員会においては、1. 出納簿に協賛金が記帳されていなかったことから預金通帳と残高が整合しなかった。協賛金についても収入時点で整理されたい。2. 支出の証拠書類について、出納簿と確認しやすいよう日付順に整理されたい。3. 所属長の定期的な検査時には、必ず出納簿と通帳の残高及び証拠書類の確認をされたい。

(観光課)

2 意見

(1) 法人市民税申告書等の用紙発送について

エルタックスは、事業所等が地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである。下呂市におけるエルタックスの利用状況は、法人市民税が 1,415 件のうち 1,237 件 (87.4%) 、給与支払報告書では、特別徴収事務所は 1,353 件のうち、823 件 (60.8%) 、普通徴収事業所は 660 件のうち 306 件 (46.3%) 、償却資産申告書では 2,173 件のうち 1,038 件 (47.7%) などとなっている。

現在、下呂市では申告期限等の到来前にこれらの申告用紙などを税務課で印刷等を行い、全事業所等へ発送しているが、前年にエルタックスを利用した事業所等には、「継続的なエルタックスの利用案内」、「税率等の変更時の案内」、「納付書」などを送付するにとどめ、事務負担や経費の節減ができるないか検討していただきたい。

(税務課)

(2) 預かり会計における金融機関残高証明書の添付について

預かり会計は、準公金として適正かつ厳格に管理処理しなければならない。証憑、帳簿、預金通帳等の処理管理に加え、年度末現在の金融機関の残高証明書を添付し、内部監査、団体等の監事監査時に提供するとともに総会資料にも添付できないか検討していただきたい。

(関係各課)